

財務諸表に対する注記

1 継続事業の前提に関する注記
該当事項なし

2 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当事項なし

(2) 固定資産の減価償却の方法
什器備品……………定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準
退職給付引当金……期末退職給付要支給額に相当する金額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 会計方針の変更

当事業年度から「公益法人会計基準」(H20年会計基準、平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)に変更した。なお、前事業年度の財務諸表は改正前の「公益法人会計基準」(H16年会計基準)に基づいて作成してあるが、勘定科目についてはH20年度会計基準の運用指針に基づいた科目に組み替えを行なった。基準の変更による当期の影響額は、管理費から事業費に付替えた12,484,887円である。

4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本金	6,000,000	0	0	6,000,000
小 計	6,000,000	0	0	6,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	182,400	350,400		532,800
減価償却引当資産	943,298	284,448	0	1,227,746
地域広報積立預金	38,000,000		38,000,000	0
小 計	39,125,698	634,848	38,000,000	1,760,546
合 計	45,125,698	634,848	38,000,000	7,760,546

地域広報積立預金については、公益目的保有財産としては認められないため流動資産(定期預金)に振替を行なった。

5 基本財産及び特定資産の財源の内訳

基本財産及び特定資産の財源の内訳は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
基本金	6,000,000	(6,000,000)	(0)	(—)
小 計	6,000,000	(6,000,000)	(0)	(—)
特定資産				
退職給付引当資産	532,800	(—)	(—)	(532,800)
減価償却引当資産	1,227,746	(0)	(1,227,746)	(—)
小 計	1,760,546	(0)	(1,227,746)	(532,800)
合 計	7,760,546	(6,000,000)	(1,227,746)	(532,800)

6 担保に供している資産
該当事項なし

7 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,554,675	1,227,746	326,929

8 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末財高及び当該債権の当期末残高
該当事項なし

9 保証債務等の偶発債務
該当事項なし

10 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
該当事項なし

11 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
該当事項なし

12 関連当事者との取引の内容
該当事項なし

13 重要な後発事象
該当事項なし

付 属 明 細 書

1 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価格	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価格
基本財産	定期預金(伊予/伊方)	6,000,000	0	0	6,000,000
	小 計	6,000,000	0	0	6,000,000
特定資産	退職給付引当資産 普通預金(伊予/伊方)	182,400	350,400		532,800
	減価償却引当資産 普通預金(伊予/伊方)	943,298	284,448	0	1,227,746
	地域広報積立預金 定期預金(伊予/伊方)	38,000,000		38,000,000	0
	小 計	39,125,698	634,848	38,000,000	1,760,546
合 計		45,125,698	634,848	38,000,000	7,760,546

地域広報積立預金については、公益目的保有財産としては認められないため流動資産(定期預金)に振替を行なった。

2 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首財高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	182,400	350,400	0	0	532,800

計上の理由及び金額の算定方法は財務諸表に対する注記 2 重要な会計方針に記載のとおりである。